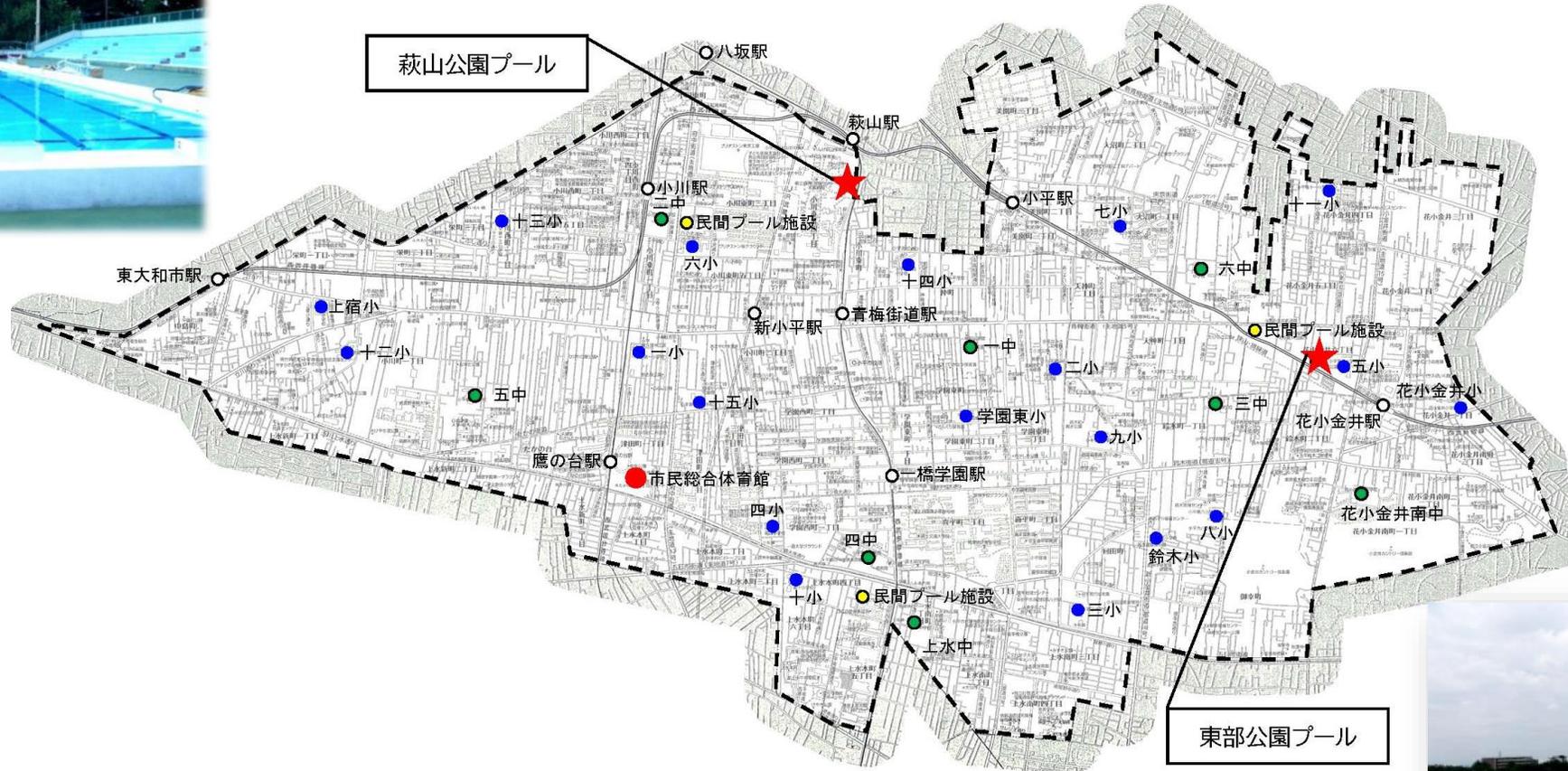


東部公園プール再整備・萩山公園プール跡地活用に関する基本的な考え方【概略】



令和5年5月 小平市文化スポーツ課

1 東部公園プール再整備・萩山公園プール活用に関する基本的な考え方

1 現状と課題

市営屋外プールの東部公園プール、萩山公園プールは利用可能期間が夏季のみと短く、天候に左右され昨今の気候変動の影響も受けて、維持管理費等の**経常的負担**に対する効果が十分に発揮できていない状況です。また現在、**両施設とも損傷や老朽化**が進んでおり、特に萩山公園プールは安全が確保できないため利用を中止している状況であり、再編整備することが喫緊の課題となっています。



2 これまでの検討内容

平成30年

事務事業の見直しで
廃止・縮小を提案
小平市第3次行財政
再構築プランで検討

令和3年

小平市第1期経営方針推進
プログラムに引き継ぎ
小平市経営方針推進委員会
により「縮小」と判断

令和4年

市営屋外プールの
あり方について検討

前提

三つの屋外プールを**一つに集約**し、天候や季節に左右されず利用できるよう**屋内化**することで市民サービスの向上につなげることを目指す。

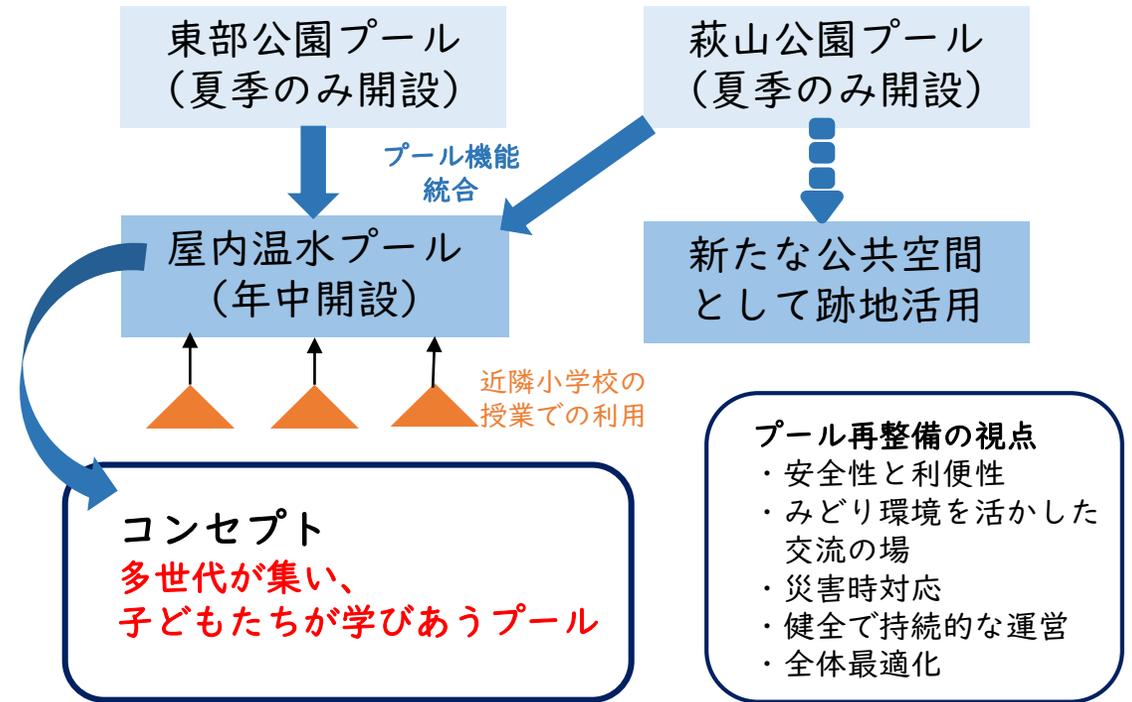
コスト検証

- ① 公民連携手法によるコスト検証 ② 近隣小学校の水泳授業での利用によるコスト検証

3 東部公園プール再整備及び萩山公園プール跡地活用の方向性

概要

- プール機能を東部公園プールへ集約し、新たな屋内温水プールを再整備
- 屋内温水プールの再整備には**公民連携の手法**を導入
- 萩山公園は公園機能を維持、**プール跡地の利活用**を検討



東部公園における屋内温水プール再整備と萩山公園のプール跡地利活用をするにあたっては、PFI手法をはじめとする公民連携手法を導入し、**民間事業者の活力・ノウハウを最大限発揮した施設整備及び維持管理運営**を行うことを想定しています。

1 東部公園プール再整備・萩山公園プール活用に関する基本的な考え方

4 必要な機能の想定

(1) 東部公園

東部公園プールを屋内温水プールとして再整備し運営します。

<事業内容>

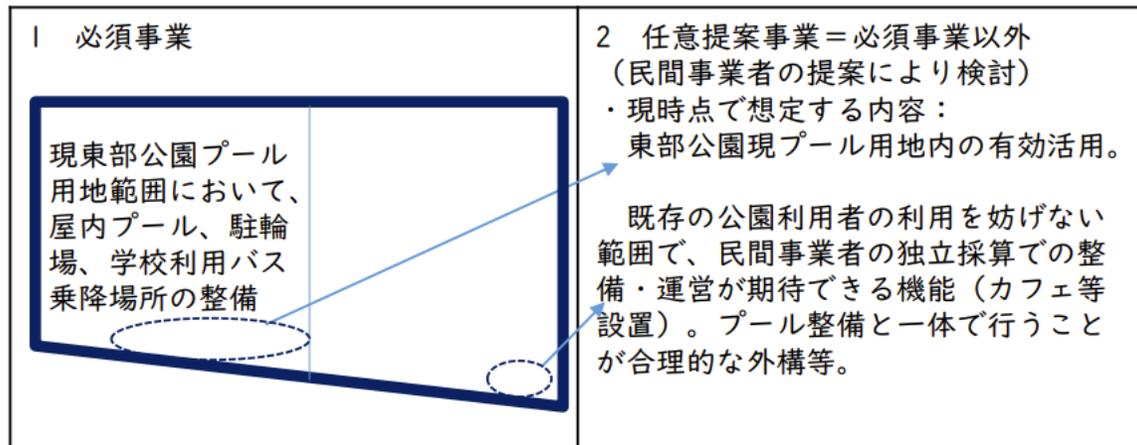
屋内プール、駐輪場、学校利用バス乗降場所の整備を必須事業とし、維持管理運営業務についても公民連携手法により、利用者に質の高いサービスを提供できるようにすることを基本とします。エリア内の余剰スペースについては、民間事業者の任意提案により、有効活用していくことを目指します。

また、屋内温水プールの近隣小学校の授業での利用についても検討を進めます。

<事業位置>

東部公園は既に完成された公園として多様な用途で利用されているため、再整備の位置は、必要最小限として現在屋外プールの設置エリアとします。そのエリア外については、既存の公園利用者の利用を妨げない範囲で、民間事業者による、独立採算での整備・運営の提案を期待します。

■図1 東部公園プールに関する整備範囲のイメージ



(2) 萩山公園

萩山公園プールを解体し、跡地を有効に活用した公園整備・運営を実施します。

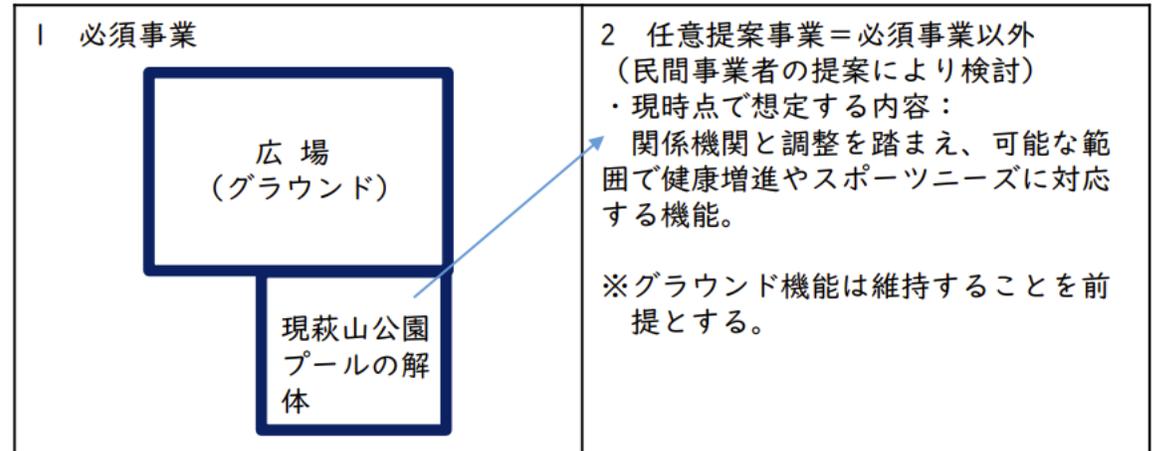
<事業内容>

萩山公園はみどりの拠点として、今後においても公園としての機能を維持します。

公園施設の設置にあたっては、施設総量の縮減や持続可能な行財政運営といった観点から屋外施設として活用することを前提とし、比較的簡素な屋外設備等による「運動施設」や、「園路及び広場」とベンチ・野卓などによる「休養施設」を検討します。運動施設の設置は、市の既存スポーツ施設の立地や利用状況、民間サービスとの住み分けを考慮しつつ、使用用途を設定します。

萩山公園プール管理棟については、プール解体に伴い、更衣室、事務室兼監視室、医療室、休憩室等の機能の役割も終了することから、こちらも解体の方向で検討し、プール跡地と合わせて活用について検討を進めます。

■図2 萩山公園プールに関する整備範囲のイメージ



5 事業スキームの想定

公民連携手法を導入し、施設整備から維持管理運営を一体の事業として実施する予定です。具体的な手法は、今後「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」に基づき公表していきます。

